

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく前払式支払い手段の払戻しに関する公告

令和 2 年 6 月 30 日にサービスを終了した、当社発行の前払式支払い手段について、下記のとおり未使用残高の払い戻しをいたしますので、期間内に申し出をお願いいたします。

記

■払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

- ・ ユナイテッド株式会社

■払い戻し対象となる前払式支払い手段の種類

- ・ 未使用の「プラチナ」(有償分)

■「プラチナ」(有償分)の払い戻し受付期間

- ・ 2020 年 7 月 1 日 (水) 15:00 から 2020 年 8 月 31 日 (月) 15:00 まで

※上記期間内に払い戻しのお申し込みが無い場合、払戻しの手続きから除外されますのでご注意ください。

■払い戻しの具体的な方法

・ サービス終了後、2020 年 7 月 1 日 (水) 15:00 以降、『CocoPPa Dolls』のタイトル画面をタップすることで「払い戻しフォーム」へ遷移できますので、フォーム内の各必須項目をご入力頂いた上でお申し込みください。

弊社で入力内容を確認でき次第、お客様よりご指定された日本国内の銀行口座へ振り込みいたします。

※払い戻しの対象は未使用の「プラチナ」(有償分)を円換算した際の全額となります(プラチナ 1 個 : 2 円換算)

※払い戻しにおける手数料につきましては、全額弊社が負担いたします。

■お問い合わせ先

- ・ support.cocoppa-dolls@united.jp

2020 (令和 2) 年 7 月 1 日

東京都渋谷区渋谷一丁目 2 番 5 号 ユナイテッド株式会社